

クレジットカード番号等の適切な管理に関する自主規制規則

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 社内体制の整備について

第2章 クレジットカード等購入あっせん業者が講ずべき「クレジットカード番号等」の安全管理措置

第4条 クレジットカード等購入あっせん業者が講ずる「クレジットカード番号等」の安全管理措置

第5条 クレジットカード等購入あっせん業者による委託先に対する監督

第6条 漏えい等の事故発生時の不正利用防止・再発防止の措置

第3章 立替払取次事業者が講ずべき「クレジットカード番号等」の安全管理措置

第7条 立替払取次業者が講ずる「クレジットカード番号等」の安全管理措置

第8条 立替払取次業者による委託先に対する監督

第9条 漏えい等の事故の再発防止の措置

第4章 クレジットカード番号等保有業者に対する措置

第10条 クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導・その他の措置

第11条 「契約加盟店」に対する漏えい等の事故発生時の連絡に関する事前通知

第12条 「契約加盟店」を通じての「契約加盟店の受託者」からの漏えい等の事故発生時の連絡に関する事前通知

第13条 漏えい等の事故発生時に指導を行う旨の「契約加盟店」に対する事前通知

第14条 漏えい等の事故発生時に「契約加盟店の受託者」に対する指導を「契約加盟店」を通じて行う旨の事前通知

第15条 漏えい等の事故が発生した「契約加盟店」に対する指導

第16条 漏えい等の事故が発生した「契約加盟店の受託者」に対する「契約加盟店」を通じての指導

第5章 漏えい等の事故発生時の連絡体制の整備

第17条 漏えい等の事故発生時の連絡体制の整備

第18条 クレジットカード等購入あっせん業者等における漏えい等の事故の連絡

第19条 契約加盟店等における漏えい等の事故の連絡

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、「クレジットカード等購入あっせん業者」および「立替払取次業者」が割賦販売法第35条の十六の規定に基づいて、クレジットカード番号等の適切な管理に必要な措置を講ずることにより、クレジットカード利用者等の利益を保護し、取引の公正の確保を図るための指針として定めたものである。

(定義)

第2条 本規則で使用する用語の定義は以下のとおりとする。その他、本条および各条文において特段の定めのない用語については関係法令等の規定によるものとする。

(1) クレジットカード番号等

本規則における「クレジットカード番号等」とは、クレジットカード等購入あっせん業者（「包括信用購入あっせん業者」または「二月払い購入あっせん業者」）が、業務上利用者に付与する割賦販売法第2条第3項第一号に規定される番号、記号、その他の符号、および「立替払取次業者」が取り扱う割賦販売法第2条第3項第一号に規定される番号、記号、その他の符号をいう。

(2) クレジットカード等購入あっせん業者

本規則における「クレジットカード等購入あっせん業者」とは以下の①～②のいずれかに該当するものをいう。

(イ) 分割払い、リボルビング払い、ボーナス二回払いなどの支払方法が可能なクレジットカードを交付する割賦販売法第2条第3項に規定される「包括信用購入あっせん」を業とするもの

(ロ) 2ヶ月以内に決済される支払方法が可能なクレジットカードを交付する割賦販売法第35条の十六第2項に規定される「二月払い購入あっせん」を業とするもの

(3) 立替払取次業者

本規則における「立替払取次業者」とは、割賦販売法第35条十六第3項に規定される「立替払取次ぎ」を業とするものをいう。

(4) クレジットカード番号等保有業者

本規則における「クレジットカード番号等保有業者」とは以下の①～④のいずれかに該当するものをいう。

(イ) クレジットカード等購入あっせん業者の「契約加盟店」

「クレジットカード等購入あっせん業者」と包括信用購入あっせん、二月払い購入あっせんに係る契約を締結した販売業者または役務提供事業者（以下、特段の定めがある場合を除き、下記②とあわせて「契約加盟店」と総称する。）

(ロ) 立替払取次業者の「契約加盟店」

立替払取次業者と立替払取次ぎに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者

(ハ) 「契約加盟店」の受託者

「契約加盟店」から、クレジットカード番号等の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者または当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者（以下、「契約加盟店の受託者」という。）

(ニ) クレジットカード等購入あっせん業者若しくは立替払取次業者の委託先

クレジットカード等購入あっせん業者若しくは立替払取次業者から「クレジットカード番号等」の取扱いの全部若しくは一部の委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者（以下、「委託先」という。）

（社内体制の整備について）

第3条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等の適切な管理を行うため、次条以下の事項について社内規程等により役割、責任、権限を明確に定め、必要な社内体制の整備を図らなければならない。

第2章 クレジットカード等購入あっせん業者が講ずべき「クレジットカード番号等」の安全管理措置
（クレジットカード等購入あっせん業者が講ずる「クレジットカード番号等」の安全管理措置）

第4条 クレジットカード等購入あっせん業者は、クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に基づく対応と同等の安全管理（組織的、人的、物理的、技術的）や従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（クレジットカード等購入あっせん業者による委託先に対する監督）

第5条 クレジットカード等購入あっせん業者は、クレジットカード番号等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に基づく対応と同等にその取扱いを委託されたクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の事故発生時の不正利用防止・再発防止の措置）

第6条 クレジットカード等購入あっせん業者は、漏えい等の事故が発生した場合には不正利用防止や再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

第3章 立替払取次事業者が講ずべき「クレジットカード番号等」の安全管理措置

（立替払取次業者が講ずる「クレジットカード番号等」の安全管理措置）

第7条 立替払取次業者は、クレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に基づく対応と同等の安全管理（組織的、人的、物理的、技術的）や従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（立替払取次業者による委託先に対する監督）

第8条 立替払取次業者は、クレジットカード番号等の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、クレジットカード番号等単体であっても、個人情報保護法に基づく対応と同等にその取扱いを委託されたクレジットカード番号等の適切な管理が図られるよう、委託を受けた第三者又は当該第三者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（漏えい等の事故の再発防止の措置）

第9条 立替払取次業者は、漏えい等の事故が発生した場合には再発防止のための必要な措置を講じなければならない。

第4章 クレジットカード番号等保有業者に対する措置

（クレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導・その他の措置）

第10条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、「クレジットカード番号等保有業者」の取り扱うクレジットカード番号等の適切な管理が図られるようクレジットカード番号等保有業者に対する必要な指導その他の措置を講じなければならない。

（「契約加盟店」に対する漏えい等の事故発生に関する事前通知）

第11条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、「契約加盟店」において漏えい等の事故が発生したときは、その旨を当該クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者に対して連絡する旨をあらかじめ通知するなどの漏えい等の事故の状況を早期に把握するための必要な措置を講じなければならない。

（「契約加盟店」を通じての「契約加盟店の受託者」からの漏えい等の事故発生に関する事前通知）

第12条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、「契約加盟店の受託者」において

漏えい等の事故が発生したときは、その旨を「契約加盟店」を通じて、当該クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者に対して連絡するなどの漏えい等の事故の状況を早期に把握するための必要な措置を講じなければならない。

(漏えい等の事故発生時に指導を行う旨の「契約加盟店」に対する事前通知)

第13条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、「契約加盟店」において漏えい等の事故が発生したときは、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについての指導をする旨を、あらかじめ「契約加盟店」に通知しなければならない。

(漏えい等の事故発生時に「契約加盟店の受託者」に対する指導を「契約加盟店」を通じて行う旨の事前通知)

第14条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、「契約加盟店の受託者」において漏えい等の事故が発生したときは、当該受託先に対し、「契約加盟店」を通じて、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについての指導をする旨を、あらかじめ「契約加盟店」に通知しなければならない。

(漏えい等の事故が発生した「契約加盟店」に対する指導)

第15条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等の漏えい等の事故を発生させた当該「契約加盟店」に対し、類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについての指導をしなければならない。

(漏えい等の事故が発生した「契約加盟店の受託者」に対する「契約加盟店」を通じての指導)

第16条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、クレジットカード番号等の漏えい等の事故を発生させた当該「契約加盟店の受託者」に対し、「契約加盟店」を通じて類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずることについての指導をしなければならない。

第5章 漏えい等の事故発生時の連絡体制の整備

(漏えい等の事故発生時の連絡体制の整備)

第17条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、漏えい等の事故が発生したときに迅速な対応が図られるよう、あらかじめ社内、顧客および外部関係機関への連絡体制を整備しなければならない。

(クレジットカード等購入あっせん業者等における漏えい等の事故の連絡)

第18条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、自社又は自社の委託先で漏えい等の事故が発生したときは、行政又は日本クレジット協会に対して、当該漏えい等の事故の状況について報告することとする。

(契約加盟店等における漏えい等の事故の連絡)

第19条 クレジットカード等購入あっせん業者又は立替払取次業者は、契約加盟店又は契約加盟店の受託者で漏えい等の事故が発生したときは、次の各号の区分に基づいて、行政又は日本クレジット協会に対して、当該漏えい等の事故の状況について報告することとする。

- (1) クレジットカード等購入あっせん業者 自社が発行したクレジットカード番号等の状況
- (2) 立替払取次業者 自社が行った立替払取次ぎに係るクレジットカード番号等の状況